

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	市川地区移転工法等検討業務
業務概要	<p>本業務は、用地取得に伴う工場の移転工法検討を行うものである。</p> <p>用地調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地測量 2.4万㎡</li> <li>・調査 非木造建物(工場等) 3棟 外</li> <li>・委員会開催 3回</li> </ul>
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	<p>契約担当官: 分任支出負担行為担当官          関東地方整備局 首都国道事務所長 吉木 務</p> <p>部 局 名: 国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所</p> <p>所 在 地: 千葉県松戸市竹ヶ花86</p>
契約年月日	平成18年 3月 13日
契約業者名	財団法人 公共用地補償機構
契約業者の住所	東京都千代田区麴町4-3-3
契約金額	¥183,750,000
予定価格	¥198,019,500
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、一般国道298号(東京外かく環状道路)新設事業の用地取得に伴い支障となる丸一鋼管株式会社東京工場、並びに近隣に存する関連施設の移転工法検討、物件調査と補償金の算定に関する業務を実施するものである。</p> <p>本業務の対象となる丸一鋼管株式会社東京工場は、その敷地の一部が支障となり、関連施設である社員寮・食堂及び社宅の一部も支障となる。当該工場は、溶接鋼管の生産量では国内第一位となっている丸一鋼管株式会社の保有する国内工場6箇所のうち、関東に存する2工場のうちの1工場であり、関連施設はその工場に付随した福利厚生施設となっている。</p> <p>本業務を遂行するにあたっては、平成11年度発注の「市川地区用地調査等業務(その11の1)」で予備調査を踏まえて、移転工法を検討するための前提条件を整理し、合理的かつ妥当な移転先及び移転工法を検討する。移転工法の検討に際し、生産工程・企業全体の生産活動を熟知した物理的・機能的に高度な専門知識を必要とし、工場立地法、開発・環境・生活関連法やJIS・JIL等の規格関連の各種法令関係や受注・生産条件の調査・分析・整理・検討が不可欠である。また、特殊な機械設備による生産を行っており、その積算には専門業者への見積りが必要となり、その見積額が適正かどうかを精査・検証するためには、高度で専門的かつ広域な知識を必要とする。これらの高度で複雑な移転工法の検討を行うためには、総合的な視点とともに社会的にも中立的で公平な視点を持った高度な専門知識が求められるため、学識経験者等の専門家による委員会を組織し、問題点を検討し、もっとも合理的かつ適切な結論を導くことが必要不可欠である。</p> <p>財団法人公共用地補償機構は、寄附行為上、公共事業の施行に伴う損失補償制度等に関する調査・研究及び損失補償等に関する調査・算定、制度監理を行うと共に、公共事業の円滑な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立されたものであり、これまでも中立性、公平性をもって総合的な損失補償に関する研究、大規模特殊工場等の施設の補償など多くの調査・研究及び算定業務を数多く行っており、高度な知識と損失補償分野の種々の経験を有している。</p> <p>よって、上記法人は、本業務を迅速かつ的確に遂行できる唯一の契約対象機関である。</p>
業務場所	千葉県市川市田尻地先
業務区分	補償関係コンサルタント業務
履行期間(自)	平成18年 3月 14日
履行期間(至)	平成19年 2月 26日
備考	